# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2302069 号令和 5 年 2 月 6 日原 子 力 規 制 庁

### I. 審查結果

原子力規制委員会原子力規制庁(以下「規制庁」という。)は、令和4年12月5日付け令04原機(サ保)099をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第57条第1項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請書(以下「本申請」という。)が、原子炉等規制法第57条第2項第1号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第2号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第57条第2項第2号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、使用施設等における保安規定の審査基準(原規研発第1311275号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定)。以下「審査基準」という。)を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第57条第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

#### Ⅱ. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

- 1. プルトニウム燃料技術開発センターの組織改正に伴う変更
  - ① プル・計画管理課に技術管理課を統合する。
  - ② 環境管理課と環境技術課を統合し、新設する環境技術開発課に変更する。

#### Ⅲ. 審査の内容

**Ⅲ**-1. 原子炉等規制法第57条第2項第1号

規制庁は、本申請について、使用施設等の管理を行う者の職務及び組織が、核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けた本使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第57条第2項第1号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許

可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

## Ⅲ-2. 原子炉等規制法第57条第2項第2号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。)各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第57条第2項第2号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

1.使用規則第2条の12第1項第3号(使用施設等の管理を行う者の職務及び組織) 使用規則第2条の12第1項第3号に関する審査基準は、使用施設等に係る保安の ために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求 めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、使用規則第2条の12第1項第3号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 統合前の技術管理課長の職務が、統合後のプル・計画管理課長の職務として定められていること。
- ② 統合前の環境管理課長及び環境技術課長の職務が、統合後の環境技術開発課長の職務として定められていること。

なお、組織改正の内容が組織図及び関連する規定の記載に適切に反映されていることがでに記載の適正化として、号番号の変更が行われていることを確認した。